

靈雲院国際禅交流友好協会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「靈雲院国際禅交流友好協会」と称する。英文名は「International Zen Exchange Friendship Association(略称IZEFA)」とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、京都市右京区花園妙心寺町39宗教法人靈雲院内に置く。

(目的)

第3条 本会は、世界の諸宗教との親睦と相互理解を推進し、会員は真の禅宗徒(禅を学ぶもの)として、会員相互の親睦を図るとともに、国際的見識を視野に入れ、世界中の人々と友好親善を図り、会員一人一人が仏教伝道者として、禅を通じて自ら世界平和の実現を希求していくことを目的とする。

第2章 事業並びに組織

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 世界各国を訪問し、諸宗教との交流親善に関する事項
2. 講演会、研究会、懇談会等の開催に関する事項
3. 会報その他の印刷物の発行に関する事項
4. その他本会目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、前条の趣旨に賛同し、本会の活動を支援するため、毎年会費を納める法人または個人を当該年度の会員とする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

理事長(会長) 1名
副理事長(副会長) 1名
理事 3名以上5名以内(うち理事長1名、副理事長1名)とする。
監事 若干名

1. 理事長・副理事長は理事会で選出する。
2. 理事は総会において会員の中から選任する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

第7条 監事は、理事会で理事の中から選出した者を理事長が委嘱する。

(任務)

第8条 理事長は、本会を代表し、業務を統轄する。

1. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代理する。
2. 理事は、理事会を構成し、この会の業務を議決し執行する。

(任期)

第9条 役員任期は、3年とし、再任を妨げない。

第3章 総会並びに会議

(種類)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第11条 総会は毎年1回以上理事長が招集する。

1. 総会の議長は、理事長がこれを任命する。
2. 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1)予算及び決算
 - (2)事業報告
 - (3)会則の制定、変更及び廃止。
 - (4)その他重要事項

第12条 理事会は、理事長が必要の都度招集する。

1. 理事会に付議する事項は、次のとおりである。
 - (1)事業計画
 - (2)総会に付議すべき事項
 - (3)その他重要事項
2. 理事会は理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

第4章 会費並びに会計年度

(会費並びに会計年度)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第14条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第15条 本会の会費は、次のとおりとする。

個人会員 年額一口 3,000円(一口以上)、法人会員 年額一口 20,000円(一口以上)

(事務局)

第16条 この会の事務を処理するため事務局を置くことができる。

2. 事務局は理事長の指示により、その職務を遂行する。
3. 事務局員は理事会の承認を得て、委嘱する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第5章 補 則

(議決)

第17条 本会則は、理事会に過半数の理事が出席し、その過半数の議決により改正することができる。但し、書面または代理人を以て議決権を行使しようとする者は出席者とみなす。

(会の解散)

第18条 会の目的とする活動の継続が困難と理事会で判断された場合、この会を解散する。

(その他)

第19条 この会則に定めるものの他、業務の運営上必要な場合は、理事会の承認を得て、理事長が別途細則を定めることができる。

第6章 附 則

(施行改訂)

本会則は平成12年1月1日より施行する。
この改訂会則は平成19年3月15日より施行する。
この改訂会則は平成23年7月25日より施行する。